

労働賃金調査集計結果（埼玉県労務単価基準日：令和5年3月1日）

職種	埼玉県設計 労務単価	元請			1次			2次			3次			4次		
		対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%
01特殊作業員	25,200	4件	30,000 ～ 24,500	119% ～ 97%	7件	30,000 ～ 24,800	119% ～ 98%									
02普通作業員	22,900	12件	35,700 ～ 15,000	155% ～ 65%	16件	39,000 ～ 15,000	170% ～ 65%	2件	23,000 ～ 20,000	100% ～ 87%						
03軽作業員	16,300	4件	18,000 ～ 17,000	110% ～ 104%	8件	37,700 ～ 16,000	231% ～ 98%									
04造園工	29,200				1件	24,000	105%									
06とび工	29,200	1件	40,000	136%	2件	38,000 ～ 28,000	130% ～ 95%	1件	35,000	119%						
07石工	29,200				1件	30,000	102%									
09電工	26,200	5件	38,000 ～ 11,150	145% ～ 42%	5件	35,000 ～ 23,000	133% ～ 87%	2件	30,000 ～ 22,000	114% ～ 83%						
10鉄筋工	28,500	3件	40,000 ～ 31,000	140% ～ 108%	4件	38,000 ～ 27,500	133% ～ 96%	2件	35,000 ～ 29,000	122% ～ 101%						
11鉄骨工	25,800				1件	26,000	100%									
12塗装工	29,600	1件	40,000	135%	2件	35,000 ～ 28,800	118% ～ 97%	1件	32,000	108%						
13溶接工	30,400				1件	29,600	97%									
14運転手（特殊）	28,200	2件	23,500	83%	9件	48,000 ～ 17,500	170% ～ 62%	1件	29,000	102%						
15運転手（一般）	23,900	2件	22,000	92%	9件	42,900 ～ 21,800	179% ～ 91%	1件	24,000	100%						
25土木一般世話役	27,500	8件	40,000 ～ 26,000	145% ～ 94%	11件	48,000 ～ 26,000	174% ～ 94%	2件	30,000 ～ 28,000	109% ～ 101%						

労働賃金調査集計結果（埼玉県労務単価基準日：令和5年3月1日）

[illegible]

労働賃金調査集計結果（埼玉県労務単価基準日：令和5年3月1日）

職種	埼玉県設計 労務単価	元請			1次			2次			3次			4次		
		対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%
46ダクト工	25,900	1件	45,000	173%	2件	40,000 ～ 24,500	154% ～ 94%	1件	38,000	146%						
47保温工	25,100	1件	14,900	159%	2件	35,000 ～ 23,700	139% ～ 94%	1件	28,000	111%						
50交通誘導警備員A	16,800	1件	23,000	136%	4件	24,000 ～ 18,000	142% ～ 107%									
51交通誘導警備員B	14,900				9件	23,000 ～ 14,400	154% ～ 96%									

- ※ 労働賃金の調査対象工事のうち、令和5年度までに工期が終了した案件（19件）について集計を行った。
- ※ 元請及び1次～4次（以下）下請それぞれにおいて、職種ごとの最低賃金となる労働者の労働賃金を調査した。
- ※ 調査した労働賃金の最高値及び最低値と、埼玉県設計労務単価に対する割合を算出した（小数点以下切捨て）。
- ※ 「40タイル工」、「42屋根ふき工」及び「45建具工」については、埼玉県労務単価が設定されていないため、「-」と表示している。